

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 指定管理者制度の運用に関する事項について （事務面） 使用許可・使用料・利用料金に関する事項 イ 指定管理者が使用許可業務を行うにあたって、使用申請書等の必要な書類を利用者から提出させていない事例、利用者に対し使用許可書が発行されていない事例が見受けられた。 （国際文化観光局文化観光部観光交流課・神戸市立神戸セミナーハウス） （みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー） （建設局公園砂防部管理課・落合中央公園〔北須磨文化センター〕） 適正な処理を行うよう指導するべきである。 事業運営等に関する事項 ア 在宅障害者福祉センター，ワークセンター，自立センター，障害者デイサービス施設の応募要領，協定書，仕様書上で，同じ事業が複数施設の業務として重複して記載されているが，それぞれの施設別の業務分担が明確でない。 （保健福祉局障害福祉部障害福祉課・神戸市立在宅障害者福祉センター，神戸市立ワークセンター，神戸市立自立センター，神戸市立障害者デイサービス施設） 業務分担を明確にするべきである。	イ （須磨ヨットハーバー） 利用希望者からはすべて利用申請書の提出を受け、すべて許可書を発行するよう指導している。 平成18年の指定管理制度開始以前から継続利用している一部の利用者（H25年度199人のうち9人）については、利用申請書の提出を受けず、使用許可書の発行をしないまま利用料の徴収だけを行い艇を繫留・陸置しているケースがあるため、利用者に接触し申請書の提出を促すよう指定管理者に指導した。 （みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー） ア 平成21年第1回定例市会において設置根拠となる条例を改正し、現在、同じ事業が複数施設の応募要領、仕様書及び協定書に記載されるという事態は生じていない。詳細は次のとおりである。 (ア) ワークセンター、自立センター及び障害者デイサービスは、在宅障害者福祉センター内に設置されているが、在宅障害者福祉センターと一体的に運営すべきものであり、実際にもそのように運営されていたものである。	措置済 他の方法で対応

指摘の概要	措置内容	措置状況
	(イ) (ア)の事情に対応し、条例改正によりワークセンター、自立センター及び障害者デイサービス施設等の設置根拠を、「障害者自立支援法に基づくサービス事業所等の設置に関する条例」から「神戸市立在宅障害者福祉センター条例」に移行させ、「在宅障害者福祉センター内に、サービス事業所として、ワークセンター、自立センター、障害者デイサービス施設（改正後はサービス事業所）を設置する」旨規定した。 (ウ) 条例改正までは、在宅障害者福祉センター、ワークセンター、自立センター及び障害者デイサービス施設の単位ごとに応募要領、協定書及び仕様書を作成していたが、条例改正後は、在宅障害者福祉センターを単位として1件の応募要領、協定書及び仕様書を作成することとしている。 (イ) よって、同じ事業が複数施設の応募要領、協定書及び仕様書に記載される事態は生じていない。 （保健福祉局障害福祉部障害福祉課・ 神戸市立在宅障害者福祉センター， 神戸市立ワークセンター，神戸市立自立センター，神戸市立障害者デイサービス施設）	

指摘の概要	措置内容	措置状況
その他 イ 修繕費について協定書に精算条項がないために、修繕費の流用を禁止していながら、結果的に流用を認めている事例や、金額により修繕費の負担者を決めていることから、運用によっては、指定管理者が小修繕を行うことを避けるなど、施設本来の修繕がなされない恐れのある事例が見受けられた。 （みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー） （産業振興局農水産課・神戸市立海づり公園） 修繕費の取扱いについて適切に規定するべきである。	イ 修繕費の流用は出来ないこと、修繕費の余剰が生じた場合には市に納付することについて、平成 21 年度から協定書に記載している。 （みなと総局みなと振興部経営課・須磨ヨットハーバー）	措置済